

追加議案資料

提出案件数一覧表

区分	件 数
1 条 例	2 (制定 2)
2 補正予算	1 (一般会計 1)
計	3

令和 7 年 1 月 定例議会 追加提出議案一覧表

令和 7 年 1 月 19 日

- | | |
|-----------|--|
| 第 99 号議案 | 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 100 号議案 | 犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 101 号議案 | 令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 6 号） |

《新規制定》

- 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（第99号議案）
- 犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（第100号議案）

【趣旨】

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを対象とし、月一定時間（月10時間を上限）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）が創設された。

「こども誰でも通園制度」を事業者が実施するためには、国の定める基準（※①）をもとに市町村が条例で定める基準を満たすこと（市町村が認可）、利用者に対する支援体制や従業者の勤務体制などの国の定める基準（※②）をもとに市町村が条例で定める基準を満たすこと（市町村が確認）が必要となる。このため、この「認可」及び「確認」に係る基準を条例で定めるもの。

※①乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

※②特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）

【こども誰でも通園制度の概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間（月10時間を上限）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度

項目	内容
対象児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就園児
実施施設	保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、認可外保育施設等（※基準を満たしていれば施設類型は問わない。）
実施方法	<u>一般型</u> ：定員を別に設け、在園児と合同又は専用室にて行う。 <u>余裕活用型</u> ：保育施設等の空き定員の枠を活用して行う。
利用方法	定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用 ※親子通園も可 (ただし、長期間続く状態とならないよう留意)
利用可能時間(補助基準)	子ども一人当たり「月10時間」を上限

(次ページにつづく)

【概要】

- 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
乳児等通園支援事業所の申請に基づき、建築物の構造、面積、経営母体の状況など事業実施に必要な、事業所・設備等の基準を満たしているかを市町村が判断し認可を行う。
- 犬山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
乳児等通園支援事業所の申請に基づき、利用者に対する（苦情処理等）支援体制、従業者の勤務の体制及び勤務形態、その他事務処理方法などの基準を満たしていることを市町村が確認する。
(確認により、当該事業所が給付対象施設となる。)

【その他】

- 認可、確認等の手続きに係る様式を規則に定める。
- 今後のスケジュール
令和8年 1月 市内民間事業所への事業実施の最終意向調査
実施希望民間事業者からの認可・確認に関する申請書類受領
事業認可等に係る事務
令和8年 3月 市内民間事業者への認可、確認完了
令和8年 4月 事業実施
- 市民への周知方法
 - ・市公式ホームページ、市子育て応援アプリ「MaMaたす」への掲載
 - ・乳幼児健康診査（4か月、1歳6か月）、乳児家庭全戸訪問事業における個別での制度案内など

【施行日】

令和8年4月1日

令和7年11月定例議会 会計別補正予算額一覧表
【追加提案分】

(単位:千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
			第6号	
一般会計	30,979,234	32,283,092	216,602	32,499,694
特別会計	国民健康保険 特別会計	6,668,427	6,804,071	0
	大山城費 特別会計	324,802	422,610	0
	木曽川うかい 事業費特別会計	65,658	64,438	0
	介護保険 特別会計	5,639,051	5,749,579	0
	後期高齢者医療 特別会計	1,844,182	1,855,872	0
	小計	14,542,120	14,896,570	0
企業会計	水道事業会計	1,810,198	1,810,255	0
	下水道事業会計	4,031,650	4,029,927	0
	小計	5,841,848	5,840,182	0
	合計	51,363,202	53,019,844	216,602
				53,236,446

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 一般会計補正予算（第6号）に計上した事業

健康福祉部 子育て支援課

《一般会計》

○ 物価高対応子育て応援手当支給事業（物価高対応子育て応援手当支給事業ほか）

歳入：補正予算要求額 216,602千円

歳出：補正予算要求額 216,602千円

【補正理由】

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給するもの。

【内容】

○ 支給対象児童

平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童

対象児童	想定児童数	申請	
		必要	不要
① 令和7年9月分の児童手当支給対象となる子ども	10,300人	市以外から児童手当を受給している者（公務員等）	市から児童手当を受給している者
② 令和7年10月1日～令和8年3月31日までに生まれた子ども	200人		
合計		10,500人	

○ 支給要件

対象児童を養育する者（児童が施設に入所している場合は、その施設の設置者）

※所得制限 なし

○ 支給額 対象児童1人あたり 20,000円

(次ページにつづく)

【概略スケジュール】

令和7年12月26日 対象児童①の養育者（公務員を除く。）へ案内を郵送
令和8年 1月 6日 上記送付者の受給拒否届出期限（ネット申請）
令和8年 1月 16日 応援手当を振込

※新生児（対象児童②）の養育者（公務員を除く。）へは、ワンストップ窓口での児童手当の申請にあわせて応援手当の案内（既に申請が終了している養育者に対しては案内を郵送）、受給意思確認後、随時支給（令和8年2月以降）を予定。

※市から令和7年9月分の児童手当を受給していない養育者（公務員）へは、所属庁から申請書を配布。申請受付及び審査後、随時支給（令和8年2月以降）を予定。

【要求額の積算内容】

《歳入》

・物価高対応子育て応援手当事業費国庫補助金	210, 000千円
・物価高対応子育て応援手当事務費国庫補助金	6, 602千円
合計	<u>216, 602千円</u>

《歳出》

・物価高対応子育て応援手当支給事業	<u>216, 602千円</u>
-------------------	-------------------

（内訳）

物価高対応子育て応援手当（20, 000円×10, 500人）
210, 000千円

人件費（時間外勤務手当等） 970千円

消耗品費 100千円

通信運搬費（郵送料） 884千円

振込手数料 1, 161千円

委託料（封入封緘等） 3, 487千円

※補助率 10／10（全額国庫補助）